



114
A 1249
5

請願運動の部面多き被害人の奔命に疲れて
將に倒んとするに付便宜を與へられ度爲め

参考書

大正十一年四月
大隈侯爵郵寄贈

從來政府は本問題に對する責任なく却て人民を欺きたるの結果現今の大被害地となり此請願運動の困難なるは實に名狀すべからず且つ他の請願の如く方面に限りある普通の水害、震災、熾火、海嘯、風災、等單一ある諸請願とは大に其事態を異にして今や其區域及土地の高低其種類の雜多にして慘憺たる其害の波及する所諸請願の方面も又非常の多端にして多年間加害の慘狀に陥るあり又將に慘狀に至らんとするあり未だ鐵毒稀薄人目に觸るるありと雖も又將に被害地とならんとするあり現今すら其毒地の區域數十里に涉り皆等く將來激甚ある被害地となるは勿論其の範圍も更に幾倍の廣さを來は明かなる事實にして其害の一つならざるは已に年々の侵毒地に合せ見の尙將來を察し得べし又堤防破壊のために一朝砂漠となり更らに侵毒の區域を廣むるあり其無形及び間接被害の情態千差萬別にして此れに衛生被害の加ふるあり故に請願調査等運動の困難に堪へざるのみならず僅かに免租の處分ありと雖も鐵毒被害は繼續にして此れより發見すべき新事實踵を繼いで起り來るものなれば請願人等に對して特別の便宜御與へあつて政府は責任を持ち從來の願意貫徹致候

様相願候

一 從來の當局者か責任を持ざる爲めに被害民の諸請願方面部所の日々に増加するをみるも多端困難なる事情は一目して知るへし亦た當路者の責任に至ては實に大なる者なり而して責任とは例へは自家の破壊したるは已に自から修繕せざる可らず決して他の指圖を待つ可きに非ざると同じく自から進んで此れか修繕をなさざる可からず此れ眞の責任を盡すと云ふ可く今其の順序中央及び地方に於て左の如し

- 一 憲法保護の請願は國体を憚り今日迄謹慎罷在候
- 一 農商務省の責任に屬する事項の請願運動

- 一 鑛山
- 二 山林
- 三 水産
- 四 工務
- 五 商務
- 六 農務

右の外目下急務毒土取片付處分

二 内務省の責任に屬する事項の請願運動

- 一 治水
 - 二 土木
 - 三 警保
 - 四 衛生
 - 五 縣治 (被害地人口凡三十万余)
- 右の外目下の急務慘狀救助堤防改築新設河床浚渫

三 大藏省の責任に屬する事項の請願運動

- 一 主税
- 二 主計
- 三 理財 (官民有形上の損害目下四千万圓余)

四 文部省の責任に屬する事項の請願運動

- 普通學務局 (智体育の不備)

五 陸軍省の責任に屬する事項の請願運動

壯丁の体格兵員減損

六 貴衆兩院の責任を以て調査審議を仰ぎ度請願運動

七 法制局の責任に屬する事項の請願運動

法律案の新制（入爲加害より町村自治廢廢及渾ての公權に減間接には渾ての權利創殺せらる

以上は中央部の責任に對し實踐を需むる請願運動の方面に御座候

國家問題

憲政黨本部法律行政經濟國家社會の諸會、大日本衛生會、大日本農會、各種青年會等の研究を請ふの運動

而して左の地方部の責任に對し實行を需むる運動及び調査研究を請ふの各局面も亦互に關係する者あれば何れを重しとし何れを輕しとせんや

一 地方廳の責任に屬する事項の請願運動

各課の責任

二 郡役所の責任に屬する事項の請願運動

町村役場の責任、自身も亦請願者たるを以て責任の重き用務の多端あること

三 警察署の責任に屬する事項の運動

四 地方稅務署の責任に屬する事項の請願運動

五 縣會の責任に屬する事項に關し建議參考書提出運動

六 郡會の責任に屬する事項に關し建議參考書渾ての提出運動

七 町村會の責任は乃ち町村會自身も請願及び建議者あるを以て用務多端

八 地方教育會自身の運動及び研究を請の運動

學齡兒童体格及不就學生及退在校生調査

九 地方衛生會自身の運動及び研究を請ふの運動

鑛毒人身に有害の厚薄調査

十 水利組合自身の運動及び研究を乞ふの運動

灌溉用水の調査

十一 商工業組合自身の運動及び研究を乞ふの運動

假令は桐生足利等の機業及色染に關する調査及之より生ずる市場の盛衰に及ぼす影響損害に至る迄

十二 蠶種業組合自身の運動及び研究を乞ふの運動

桑園枯凋繭糸光澤粘質減少等

十三 地方農林會自身の運動及び研究を乞ふ運動

山岳崩落及水源に關する等

十四 經濟法律會自身の運動及び研究を乞ふ運動

臣民の權利義務を奪はれし件

地方經濟の利害

十五 智力研磨渾ての青年會自身の運動及び研究を乞ふ運動

十六 官有地林野池沼芝地等に對し監理人の責任を責むる運動

右中央部及び地方部の運動は 町村會議員町村役場及鑛毒事件委員たるもの直接責任をなす 其分科種目四十二科目以上に涉り其無經驗にして而かも貧弱なる村落の及ぶ處にめ

一 被害調査の必用凡そ左の如し

地理、地質、山林、治水、農蠶、水産、商工、經濟、法律、國家、行政、衛生、生理、動植物、理化、教育、倫理、社會等なり其他科學上の智識を要する事實の互に關係せる複雑なる調査、陳情、請願、忠告、質問應答、論議を爲すの必要ありと雖ども此等無識無資力なる被害民等のよく堪る處にあらす

一本問題は殆んど無形の如く肉眼を以て容易に判別し得ざる程の稀薄より終には人畜の生命を刻むに至るまでの至難と性質とを兼有する極惡の加害されども我國無經驗の問題なるを以て被害人にも又十九ヶ年前より年を追つて漸次此加害を倍加せられたりと雖ども之に處するの道さへ知らず終に今日の大被害を受けて進退路頭に迷ふに至つて悲鳴叫呼して悔るに至る當局責任者たるものは最初より之を知るものあれば今に及んで夢の覺めたる如く窮民等の請願を待て之を取捨すべき迂潤の事態にあらざるをも熟知せざるならん若し夫れ誠實なる各方面の當局責

任ある者及有識の士の見て以て等閑に附すべき問題にはあらず
 一今其毒域の範圍を邦内の一國に求めは伯耆能登の人口戸數と稍比敵するを見て驚くに余りあり
 足尾銅山鑛毒被害の地域は關東第一豊沃の土地あり亦此沿岸は概ね底地にして他の山
 間を溪流を通過する狭小ある毒地と同一視すべきものに非ず此の範圍に於ける土地と人民との
 死生浮沈に關する統計は左の如し

國名	登者	戸數	人口
伯耆	四六、三七三	一一〇、六八〇	
能登	五五、八二二	三〇五、二四六	
明治三十年七月	四八、六四五	二九三、六二一	
調査被害地統計			

其居住、生命、營養、衛生、權利、財產、金融、産業、教育、結婚を始の禽獸、虫魚、草苔、
 竹木、禾穀、飲食、流水、風光其他あらゆる人生々活上必要の素を奪はれ快樂を取る
 へき者一もなく營養日に滅し死生旦夕に迫つて現に他郷に逃れ去らざるを得ざる村落すらあり

關東八州中一府五縣ニ係ル 八度百六十萬分一
 鑛毒被害地之縮圖



凡例	國界	郡界	山岳	鑛毒	川沼
	—	—	▲	■	□

任ある者及有識の士の見て以て等閑に附すべき問題にはあらず
 一今其毒域の範圍を邦内の一國に求めは伯耆能登の人口戸數と稍比敵するを見て驚くに余りあり
 足尾銅山鑛毒被害の地域は關東第一豊沃の土地あり亦此沿岸は概ね底地にして他の山
 間を溪流を通過する狭小ある毒地と同一視すへきものに非ず此の範圍に於ける土地と人民との
 死生浮沈に關する統計は左の如し

國名	戶數	人口
伯耆	四六、三七三	二二〇、六八〇
能登	五五、八二二	三〇五、二四六
明治三十年七月 調査被害地統計	四八、六四五	二九三、六二一

其居住、生命、營養、衛生、權利、財產、金融、産業、教育、結婚を始の禽獸、虫魚、草苔、
 竹木、禾穀、飲食、流水、風光其他あらゆる人生々活上必要の素を奪はれ快樂を取る
 へき者一もなく營養日に減し死生旦夕に迫つて現に他郷に逃れ去らざるを得ざる村落すらあり

關東八州中一府五縣ニ係ル
 鑛毒被害地之縮圖 八度百六十萬分一



- 一 栃木群馬ノ向縣并埼玉縣北
 埼玉明治十三年以來ノ被害
- 二 茨城縣榛島郡及千葉縣東葛
 飾郡明治廿九年及卅一年迄ノ被害
- 三 埼玉縣及東京府ハ明治二十九
 年迄ノ被害
- 四 茨城縣北相馬郡ハ明治三十一年
 迄ノ被害
- 五 江戸及下利根川銚子ノ被
 害ハ近年發見ノ被害

明治廿九年調査
 戶數 人口
 安房國 二万八千二百十五戸 十六万九千六百六十口
 伯耆國 四万六千三百七十三戸 二十二万〇六百八十口
 能登國 五万五千八百二十二戸 二十七万五千四百十六口
 明治三十年十月調査
 被害統計
 四万八千六百四十五戸 三十九万三千六百廿九口

明治三十年九月七日ノ洪水ハ更ニ層鑛毒加
 害ノ區域ヲ廣ク慘狀ヲ加ヘレ土地東方下流諸點
 ニ至シ

任ある者及有識の士の見て以て等閑に附すべき問題にはあらず



一官民の損害有形上計數し易きものゝみにても左の如し

凡金四千万圓以上あるに不拘之か恢復請願陳情の方面は已に四十余個の多枝に涉

れりとせば此究乏無力の被害人等何を以てか克く之を爲し得ん

一此加害者は天然にあらずして人爲なり人爲なるを以て加害者は陰顯其害を加ふるを止まざる久し今は殆んど天然の如き深酷なる惡質とあり而して其加害は後來に繼續せり今其の一例を擧ぐれば左の如し

被害人は諸般の運動に疲勞せるは多年間政府が法律を無視し政府が加害を傍觀し且つ此憐む可き被害民を愚弄し欺罔したるを見て地方中には往々奸曲の徒輩出し又被害民にして被害の事實を隠蔽して自ら權利財産を抛棄するの至愚ある請願運動をなし又加害者に通謀し悲惨極まる民を賣て利するものあり甚だしきは有力の士と雖ども利害のために間接に本問題を非難するものある毎に我々被害民は之に利害を説き權利を争へ私慾を去らしめて公義に歸さしむる等の難多なるに之れに反し政府はますます責任を放棄し加害者はますます其惡計に長し今に及ぶも救助恢復救済保護の實行を妨げ却て請願書の辞句に苦情を唱へ爲に我々其運動の部門の多きと侮禮の煩しきとに耐ず今は被害に加ふるに莫大なる請願運動費を要し其奔命に疲れて將に倒れん

十
とするあり已に倒れたるものあり勢ひ此の如くあれは被害民の力到底此調査の終局を遂げ正格
實的なる請願をして諸方面に貫徹せしむる能はざるを悲むの折柄政府は又更に黨派の事情に驅
られ或は一種云ふへからざる事情に襲はれてにや兎角に請願の道を遮り現に一昨年来請願人の
上京せんとするや之を待つ恰も竹鎗蓆旗の徒に於る如し或は橋を撤し或は船を奪へ或は要路に
隊を組て之を食止め或は肉薄して被害民に突貫を試み或は宿泊飲食を妨害せられ疲憊甚しく
露宿をするの困難に至れるを憲兵は馬を駆て枕頭を蹂躪する等憲政治下にあるへからざる殺伐
なる態度を以て被害民を威嚇虐待する等之れ憲法なく法律あしと云ふの外なし然とも我々は斯
る乱暴狼籍を學ぶものにあらず又働くものにあらず決して官民黨派の間に別を立つるもの
にあらず又別を立つるの余力あるものにあらず一意専心活路を求めんとするの外毫も他意あき
ものに候又本請願の要目は之を畧記し被害の繼續せる理由を以て一昨年来當局各大臣を始め帝
國議會にも再度請願致候へ共固より事端の繁雜なる意趣の半も序述するを得ず遺憾頗る多事な
り今其請願の要目を詳にせんと欲せは少なくも諸科の學士十名以上を以て數百日を要するの調
査なり決して被害人に求むへからざるものなり此一書は只請願陳情調査等運動上の手續の困難
事情を察せられ被害窮民の請願小對し各省局部及地方廳等に於て各々責任ある御運動を仰さ度

き爲めの参考書に候

固被害民は何等の罪ありて多年間斯る虐待を蒙るものなるへさか等しく此れ

皇帝陛下の臣民なり何卒是の緩急にして複雑なると困難にして慘状なる其區域及被害の
厚薄及人畜衛生被害の大切なる正確にして明瞭なる御調査あつて被害地諸般の請願に對し
ては又手續き相省け被害民に便宜御與の上諸般請願の意旨も貫徹致候様偏に奉懇願候

月 日

四縣聯合鑛毒處分請願事務所

殿

明治三十一年十一月七日印刷
明治三十一年十一月十一日發行

編輯
行人兼

左部彦次郎

群馬縣利根郡池田村六十一番地

印刷所

濱田傳三郎

東京京橋區新富町一丁目七番地

